

一般廃棄物(生活排水)処理基本計画



令和3年3月

今 治 市

目次

第1章	はじめに	1
1.	計画の概要	1
2.	今治市の特性等	2
3.	基本計画の位置付け	6
4.	上位計画等との関係	7
第2章	計画の基本方針	9
1.	生活排水処理に係る理念	9
2.	生活排水処理に関する基本方針	9
3.	目標年度	9
第3章	生活排水処理の現状と課題	10
1.	生活排水の処理体系	10
2.	生活排水処理形態別人口	11
3.	生活排水処理施設の状況	13
4.	し尿・浄化槽汚泥処理の現状	14
5.	既定計画目標値の達成状況	20
6.	生活排水処理の課題	21
第4章	生活排水の処理主体	22
1.	生活排水の処理主体	22
第5章	生活排水処理基本計画	23
1.	生活排水処理計画	23
2.	し尿・浄化槽汚泥処理計画	27
3.	その他	31
4.	計画の進行管理	31

第1章 はじめに

1. 計画の概要

生活排水とは、人が日常生活を行う過程で発生させる汚水であり、大きく分けてし尿または水洗便所排水と台所や洗濯、風呂場等からの生活雑排水から構成され、その処理は、人が快適な暮らしを営む上で必要不可欠なものであり、加えて公共用水域の水質保全・改善、さらには水環境の創造を図ることが目的とされています。

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて定められる一般廃棄物処理計画の生活排水処理に関する部分で、今治市における生活排水処理の現況を把握し、生活排水の適正処理を推進するとともに、排出されるし尿や汚泥を適正に処理することを目的として策定するものです。

本市においては、公共下水道等の整備、また、生活排水を未処理のまま排水する単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んでおり、汚水衛生処理率は年々増加しています。

これにより、し尿及び浄化槽汚泥の量が減少したことから、効率的かつ効果的な処理を行うため、本市では処理体制の見直しを行い、生活排水処理施設を統合するなどの処理の集約化を行っています。また、本市のし尿処理施設においてはいずれも老朽化が進行していたことから、施設の集約化とし尿等の資源化（助燃剤化）を目的として今治衛生センターを汚泥再生処理センターとして更新し、平成 27 年 4 月より稼働を開始しています。

本計画は平成 30 年 2 月に改訂された既定計画の計画期間満了及び汚泥再生処理センター稼働に伴うし尿・浄化槽汚泥処理の集約化後の実績を十分に反映した新たな計画として策定するものです。

2. 今治市の特性等

(1) 今治市の位置と沿革

今治市は、愛媛県の北東部・瀬戸内海のほぼ中央部に位置し、高縄半島と芸予諸島にまたがっており、中心市街地がある平野部や緑豊かな山間部、そして瀬戸内しまなみ海道、安芸灘とびしま海道が架かる世界有数の多島美を誇る島しょ部からなる変化に富んだ地勢となっています。

明治 22 年、市町村制の施行により陸地部の中心が今治町となり、大正 9 年、日吉村と合併して今治市が誕生しました。その直後より港湾の整備を進め、四国初の開港場となりました。

昭和に入ってから、周辺町村との合併、編入を経て、昭和 37 年には人口が 10 万人を超えました。この間、太平洋戦争での戦災に遭いながらも港を中心とした商業都市として、また、タオル、縫製、造船などが基幹産業としてめざましい発展をとげました。そして平成 11 年には瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）が開通し、中四国の交流、流通の拠点となりました。

平成 17 年 1 月に 12 市町村の合併により、人口 18 万人となり、松山市に次ぐ県下第 2 の都市に生まれ変わりました。瀬戸内海の風光明媚な景観と、大山祇神社や村上海賊の海城址などの歴史遺産を誇る観光都市として、また、国内における船舶の建造隻数は約 2 割を占め、日本の海運企業が所有する外航船の約 4 割を今治の船主が占めるなど、造船・海運都市としても将来が期待されています。

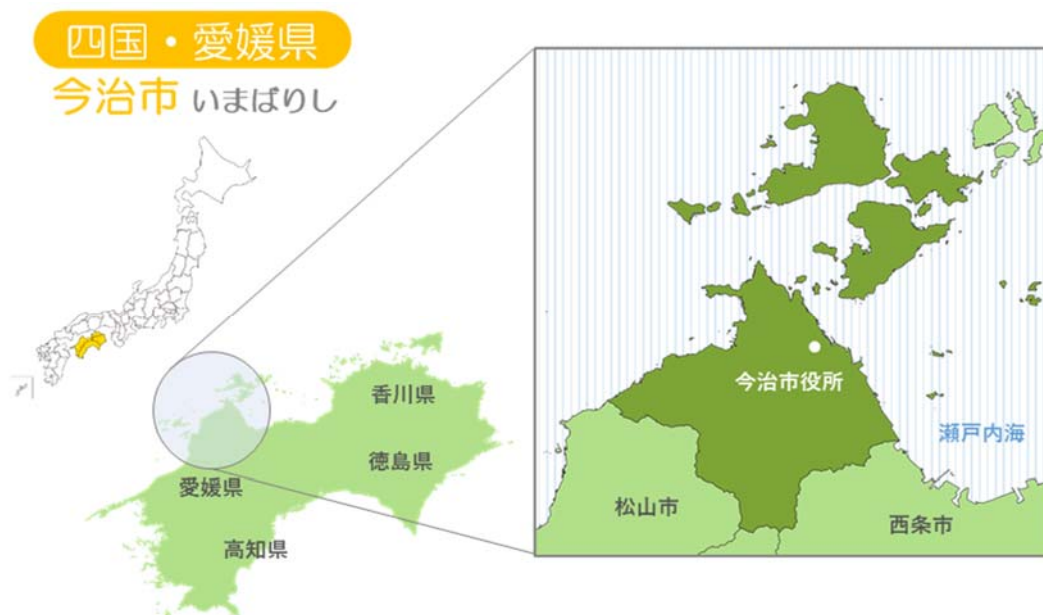


図 1-1 今治市の位置図

(2) 気候

気候は、四季を通して温暖小雨で晴天に恵まれた瀬戸内海式気候に属しています。

2019年の今治地域気象観測所における気温及び降水量は、表 1-1 及び図 1-2 のとおりであり、平均気温は 16.5℃、年間降水量は 957mm です。

表 1-1 気温・降水量 (2019 年)

月	降水量 (mm)	日平均気温 (°C)
1 月	38.0	6.6
2 月	58.5	7.2
3 月	109.0	9.8
4 月	75.5	13.8
5 月	19.0	18.9
6 月	105.0	22.2
7 月	213.5	25.1
8 月	117.0	27.1
9 月	48.5	25.2
10 月	67.5	19.9
11 月	18.5	13.0
12 月	87.0	8.7
合計	957.0	—
月平均	79.8	16.5

資料：気象庁ホームページ

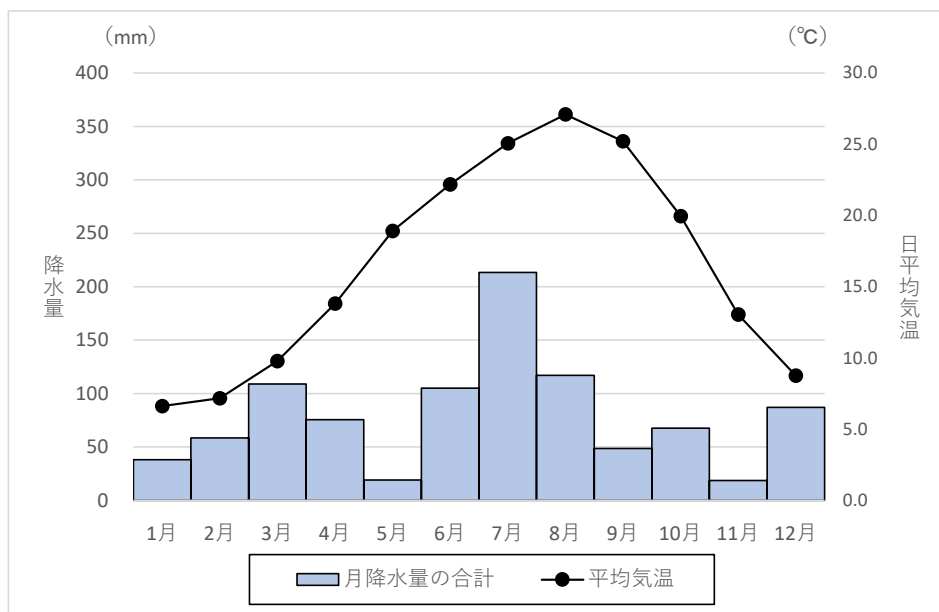
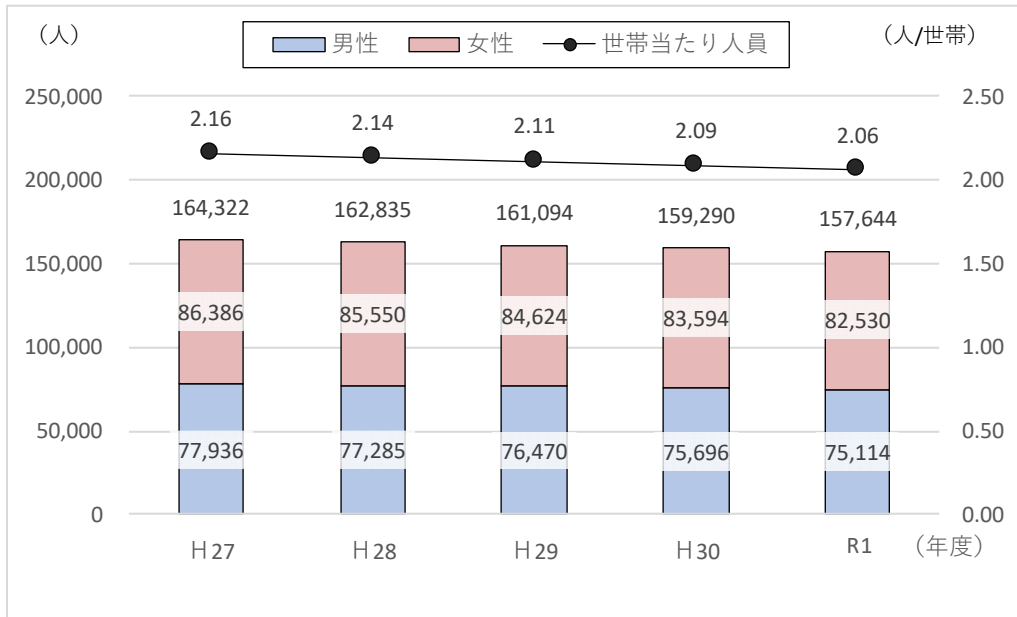


図 1-2 気温・降水量 (2019 年)

(3) 人口の動向

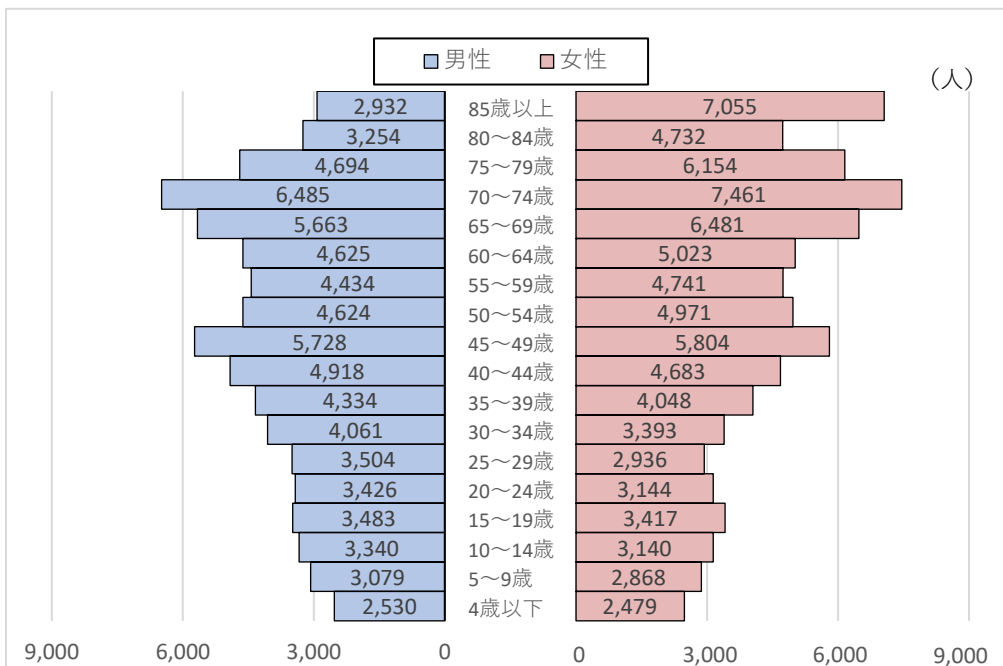
本市の人口は、図 1-3 のとおり年々減少傾向にあり、令和 2 年 3 月末時点における住民基本台帳人口は、157,644 人となっています。また、1 世帯当たりの人口は 2.06 人/世帯と平成 27 年度から 0.1 ポイント減少しており、核家族化が進んでいると言えます。

人口構造については、令和 2 年 3 月末時点において図 1-4 のとおり、70～74 歳を中心とした世代が最も多くなっています。また、39 歳以下の人口に注目すると、年齢層が若いほど人口は減少する傾向が見られます。



資料：住民基本台帳（各年度末時点）

図 1-3 人口及び世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（令和 2 年 3 月末時点）

図 1-4 人口ピラミッド

(4) 産業の動向

本市における産業人口の推移を表 1-2 及び図 1-5 に示します。

労働者人口の総数は減少する傾向を示し、産業別では第 1 次産業人口の減少率が顕著で、平成 27 年度は平成 2 年度より約 59%減少しています。第 2 次産業人口も同様に減少しており、平成 27 年度は平成 2 年度より約 37%減少しています。第 3 次産業人口は平成 12 年度まで増加傾向を示していましたが、平成 17 年度以降は減少しています。平成 27 年度における産業別人口の構成比は、第 1 次産業が 5.87%、第 2 次産業が 31.92%、第 3 次産業が 62.21%となっています。

第 1 次産業：農業、林業、漁業

第 2 次産業：鉱業、建設業、製造業

第 3 次産業：電気、ガス業や卸売業、小売業、サービス業等、第 1, 2 次産業に該当しないもの

表 1-2 産業別就業人口

	H2	H7	H12	H17	H22	H27
第 1 次産業	10,101	9,170	7,043	6,539	4,752	4,132
第 2 次産業	35,422	33,719	29,609	26,501	23,598	22,476
第 3 次産業	46,024	47,297	48,048	46,659	44,236	43,800
合計	91,547	90,186	84,700	79,699	72,586	70,408

資料：国勢調査（総務省統計局）各年度 10 月 1 日現在

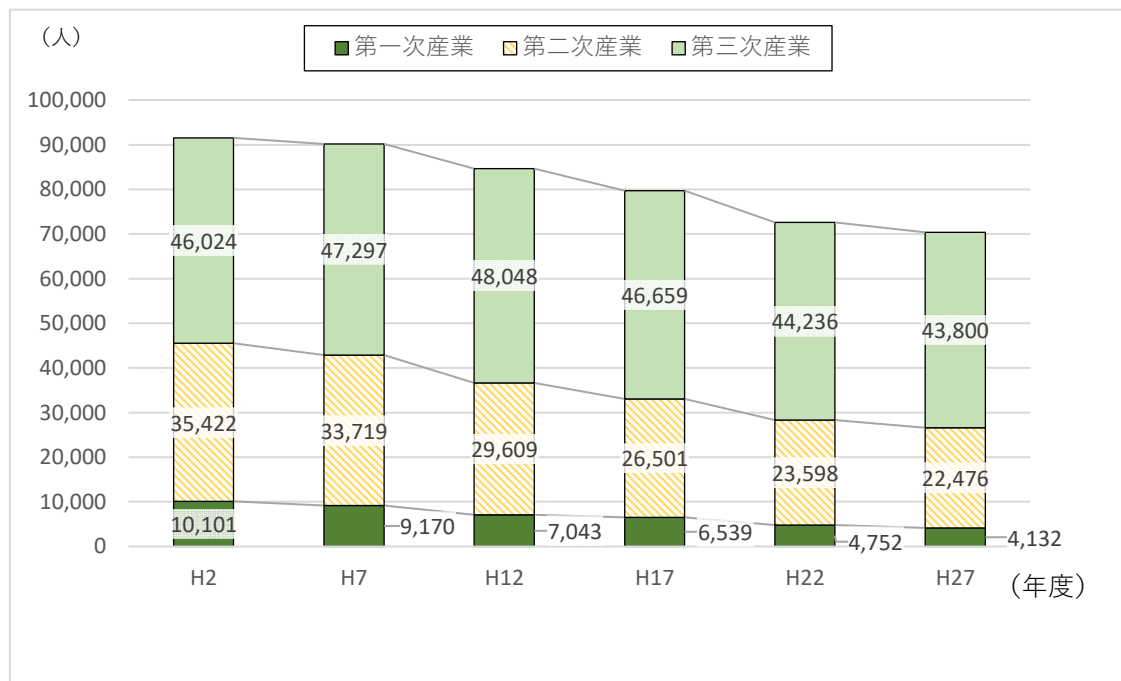


図 1-5 産業別就業者数の推移

3. 基本計画の位置付け

一般廃棄物（生活排水）処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定により策定するものです。本計画は今治市における一般廃棄物（生活排水）処理事業の基本方針を示すものとなります。本計画の位置付けは、図 1-6 に示すとおりです。

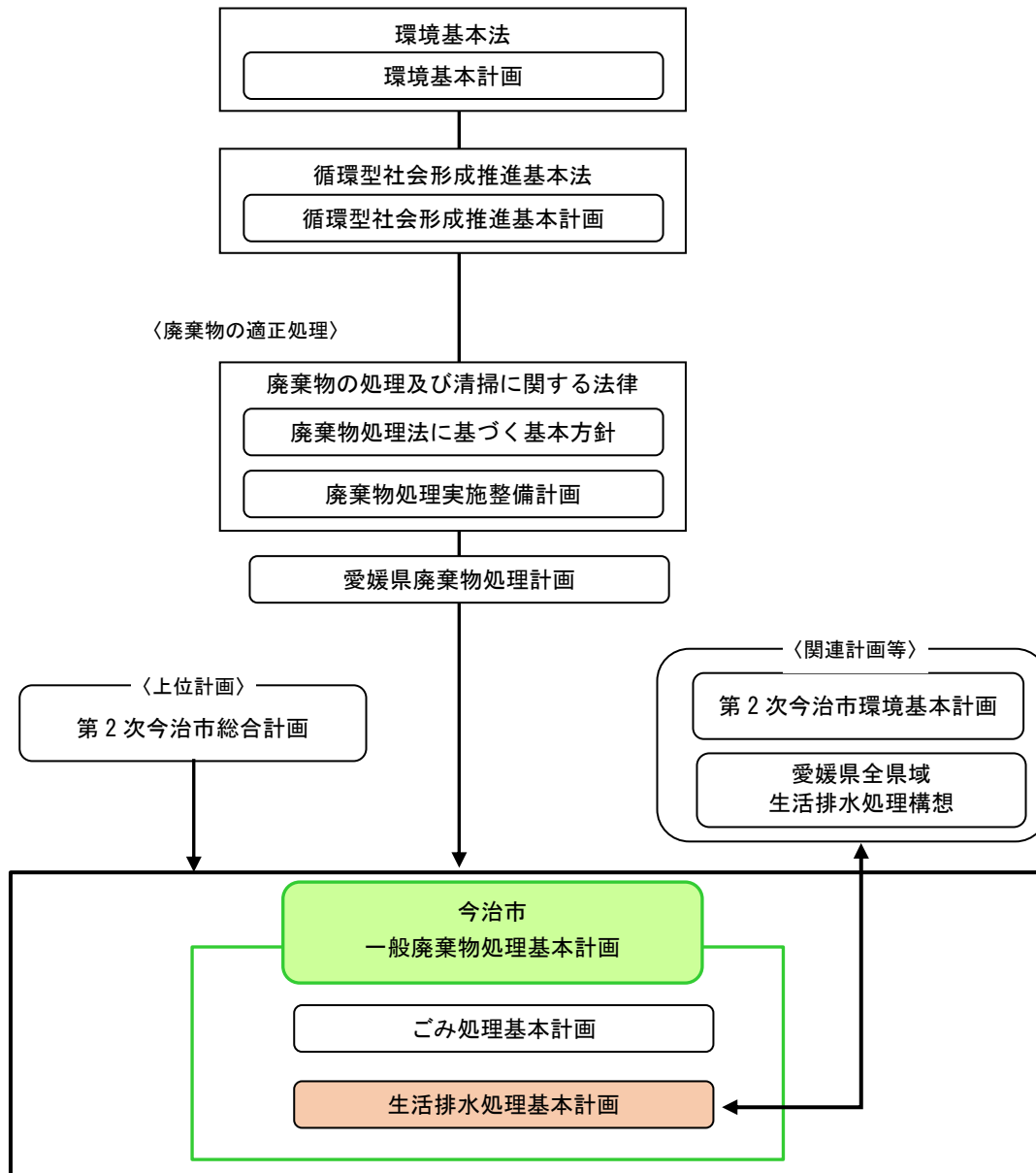


図 1-6 基本計画の位置付け（本計画と他の計画との関係）

4. 上位計画等との関係

(1) 第2次今治市総合計画

第2次今治市総合計画 基本構想（平成28年度～令和7年度）では、「ずっと住み続けたい“こちいい（心地好い）”まち いまばり あの橋を渡って 世界へ 未来へ」と、今治市の将来像が掲げられています。

生活排水処理に係る事項として後期基本計画（令和3年度～令和7年度）では、以下に示す施策の方向、現状と課題及び主要な施策が策定されています。

施策の方向

環境に配慮した暮らしの基盤づくり

現状と課題

人口減少や高齢化などが進展する一方で、本市は膨大な数の下水処理施設を抱えており、既存施設の適切な管理運営とともに、地域の実情に応じた最適な生活排水処理手法の検討が必要となっています。同時に、下水処理過程の発生汚泥等には、資源として高いポテンシャルがあるため、廃棄から有効利用への転換が求められています。

主要な施策

廃棄物の適正処理や減量化の推進

○「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」の策定、見直しを行うとともに、廃棄物の適正な処理に向け、各処理施設などの安全で効率的・効果的な運営に努めます。

下水道・合併処理浄化槽の整備

- 「今治市公共下水道事業基本計画」に基づき、計画的な公共下水道の整備を推進するとともに、汚水処理施設未普及地域の早期解消を図ります。
- 農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽など、地域の状況に応じた排水処理施設の整備に努めます。
- 既存の下水道施設のストックマネジメントにより、適切な資産管理運営と効率的で効果的な維持管理に努め、下水道の安全性・信頼性の確保を図ります。
- 公共下水道の供用開始区域における水洗化の促進を図ります。
- 下水道事業への地方公営企業法の適用を推進し、経営状況の的確な把握による経営健全性を確保するとともに、将来にわたって持続可能な経営基盤の強化を図ります。

(2) 第2次今治市環境基本計画

また、第2次今治市環境基本計画（平成31年度～令和10年度）では、「水と緑に包まれ みんなで環境を想い、保全と継承に取り組むまち 今治市」を将来の環境像として掲げ、国の「第五次環境基本計画」においても言及されている「SDGs」の各目標の達成や、「環境負荷の低減」と「経済の好循環」の両輪が実現するまちづくりを実現できるよう、種々の環境施策を展開することとしています。生活排水処理に係る事項としては、以下に示す基本目標、取り組むべき主な課題及び施策が策定されています。

基本目標

環境に配慮した暮らしの基盤づくり

取り組むべき主な課題

○生活排水処理の適正化の更なる推進に向け、地域の特性を踏まえた公共下水道や集落排水施設の整備事業を今後も引き続き推進し、合併処理浄化槽の普及により、単独処理浄化槽から合併処理への転換を促していく必要があります。

施策

上下水道・合併処理浄化槽の整備

○施設の統廃合による維持管理費低減、維持管理ノウハウの継承、広域化・共同化などを実施し、計画的な施設整備に努めるとともに、合併浄化槽設置や維持管理に関する補助などによる効率的な汚水処理体制の実現と、地域の実情に即した排水処理施設の整備に努めます。

生活排水に関する啓発

○「下水道促進ポスター」や「下水道いろいろコンクール」への応募をはじめとした情報提供や啓発活動を実施し、市民一人ひとりに対する意識啓発による生活排水の改善を図ります。

第2章 計画の基本方針

1. 生活排水処理に係る理念

近年、生活排水が原因となり、魚が住めなくなるほどの河川の汚染や、海域におけるプランクトンの増殖による赤潮やアオコの発生といった問題が発生しており、生活排水処理の必要性と緊急性はますます高まっています。

本市の総合計画では、施策の大綱として『美しい地球を未来へつなぐまちづくり』を掲げ、それを実現するための施策の方向として『環境に配慮した暮らしの基盤づくり』を設定しており、快適な生活と河川などの環境保全のため、地域の状況に応じた排水処理施設の整備に努めることとしています。

このような状況から、生活排水を適正に処理することにより、身近な公共用水域の水質改善を図るため、地域住民の理解と協力のもとに、生活排水処理に関する事業に取り組み、快適な生活環境とより豊かな水循環を得ることを生活排水処理の理念とします。

2. 生活排水処理に関する基本方針

基本理念の実現のため、本計画の基本方針を以下のとおりとします。

①公共下水道、集落排水施設の整備事業及び統廃合の推進

公共下水道の整備を推進するとともに集落排水施設等の統廃合による効率的な処理を推進します。

②水洗化の促進

水洗化率の向上を目的に公共下水道や集落排水施設への接続を促進します。

③合併処理浄化槽の普及促進

下水道整備計画区域外については合併処理浄化槽による整備を促進します。

④単独処理浄化槽の転換

単独処理浄化槽やくみ取り式便所の使用者に対して合併処理浄化槽への転換を推進します。

⑤教育・啓発活動の充実

上記した公共下水道等への接続や合併処理浄化槽への転換についての啓発を実施するとともに適切な維持管理のための指導を実施します。さらに水環境への意識が高まるよう、住民に対して生活排水処理の必要性等について教育を実施します。

3. 目標年度

本計画の期間は、令和3年度から令和17年度までの15年間とします。また、計画は5年ごとに進捗状況の評価や目標の見直しを行うものとします。

計画の目標年度：令和17（2035）年度

第3章

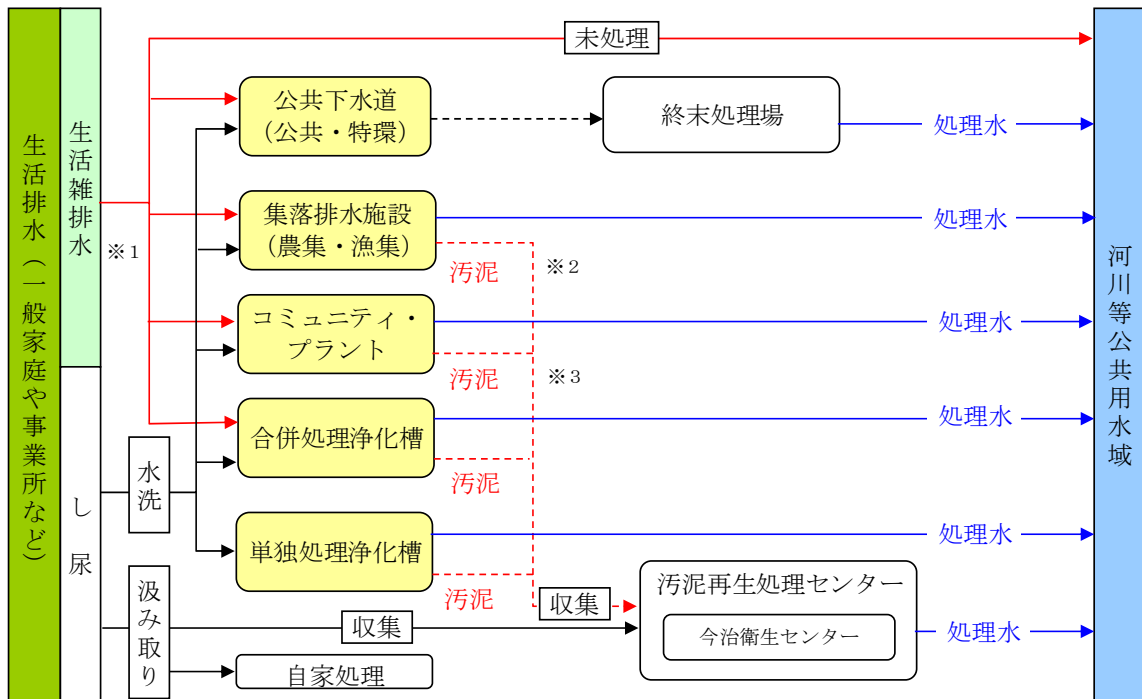
生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水の処理体系

本市における生活排水の処理の主な流れは、図 3-1 に示すとおりです。

本市における生活排水を処理する施設は、水洗便所排水と風呂・洗濯・台所等から発生する生活雑排水を処理する「公共下水道」、「集落排水施設（農業・漁業）」、「コミュニティ・プラント」、「合併処理浄化槽」と、水洗便所排水のみを処理する「単独処理浄化槽」があります。

また、し尿処理施設（汚泥再生処理センター）では、汲み取りし尿を処理するほか、浄化槽（合併・単独）から清掃時に排出される汚泥（以下「浄化槽汚泥」）及び一部の集落排水施設、コミュニティ・プラントから排出される汚泥（以下「集排汚泥」、「コミプラ汚泥」両者を合わせて「集合処理汚泥」）を処理し、処理後の排出汚泥を助燃材化しています。



※1 生活雑排水とは、日常生活を行う過程で発生する風呂、洗濯、台所等からの排水をいう。

※2 10 処理区（与和木、九王、宮脇、山之内、田浦、南浦・名駒、志津見、棕名、北浦、北浦東）の集排汚泥を今治衛生センターで処理している。その他の集排汚泥は他施設へ搬出している。

※3 長谷のコミプラ汚泥を今治衛生センターで処理している。

図 3-1 生活排水の処理体系（令和 2 年度現在）

2. 生活排水処理形態別人口

本市における生活排水の処理形態別人口の推移は、表 3-1、図 3-2 に示すとおりです。生活雑排水が未処理である単独処理浄化槽人口、し尿収集人口及び自家処理人口は年々減少しています。また、総人口※¹ に占める汚水衛生処理人口※² の割合は、公共下水道への接続人口と合併処理浄化槽人口の増加により年々増加しています。令和元年度の汚水衛生処理人口は、127,635 人であり、総人口の約 81.0%となっています。

表 3-1 生活排水の処理形態別人口の推移

(単位：人)

区分/年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口	164,322	162,835	161,094	159,290	157,644
汚水衛生処理人口	124,842	127,205	127,482	127,791	127,635
割合	76.0%	78.1%	79.1%	80.2%	81.0%
公共下水道人口	88,421	90,553	90,812	94,296	94,228
割合	53.8%	55.6%	56.4%	59.2%	59.8%
集落排水施設人口	13,982	14,024	13,760	12,733	12,508
割合	8.5%	8.6%	8.5%	8.0%	7.9%
農業集落排水人口	12,700	12,773	12,532	12,289	12,067
割合	7.7%	7.8%	7.8%	7.7%	7.7%
漁業集落排水人口	1,282	1,251	1,228	444	441
割合	0.8%	0.8%	0.8%	0.3%	0.3%
コミュニティ・プラント人口	2,594	2,576	2,547	170	162
割合	1.6%	1.6%	1.6%	0.1%	0.1%
合併処理浄化槽人口	19,845	20,052	20,363	20,592	20,737
割合	12.1%	12.3%	12.6%	12.9%	13.2%
汚水衛生未処理人口	39,480	35,630	33,612	31,499	30,009
割合	24.0%	21.9%	20.9%	19.8%	19.0%
単独処理浄化槽人口	34,074	30,273	28,312	26,258	24,823
割合	20.7%	18.6%	17.6%	16.5%	15.7%
非水洗化人口	5,406	5,357	5,300	5,241	5,186
割合	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%
し尿収集人口	5,369	5,320	5,263	5,204	5,150
割合	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%
自家処理人口	37	37	37	37	36
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※1 総人口は各年度末時点の住民基本台帳人口であり、外国人人口を含む。

※2 汚水衛生処理人口とは、し尿と生活雑排水を合わせて適正に処理している人口であり、公共下水道人口、集落排水施設人口、コミュニティ・プラント人口、合併処理浄化槽人口の合計である。

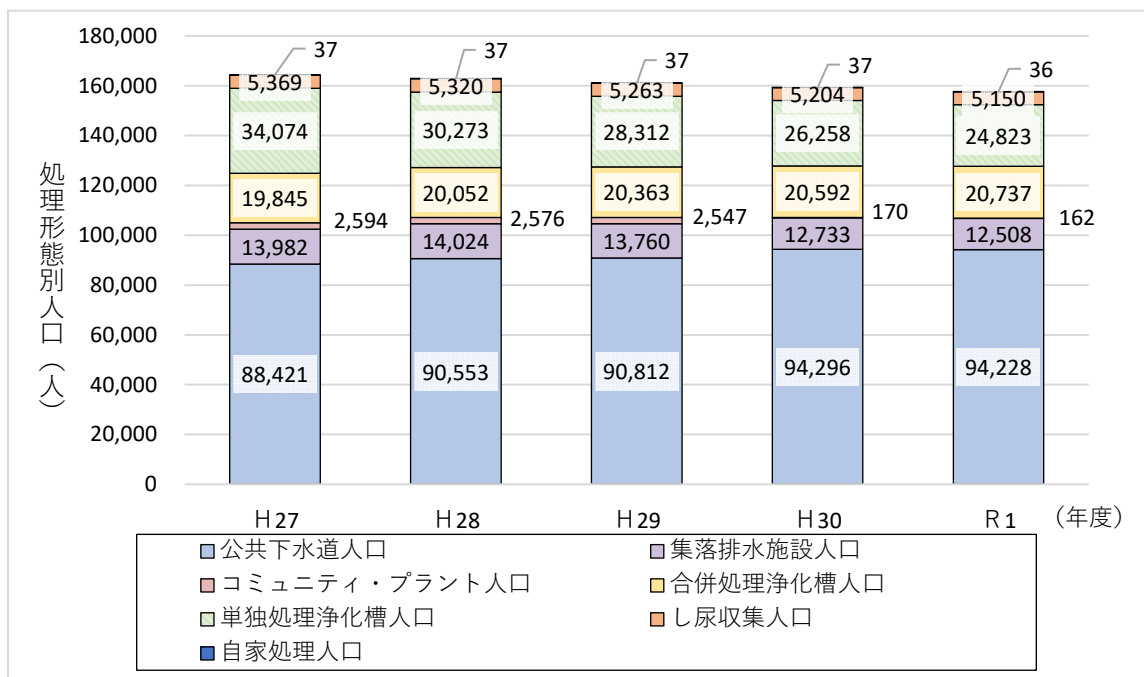
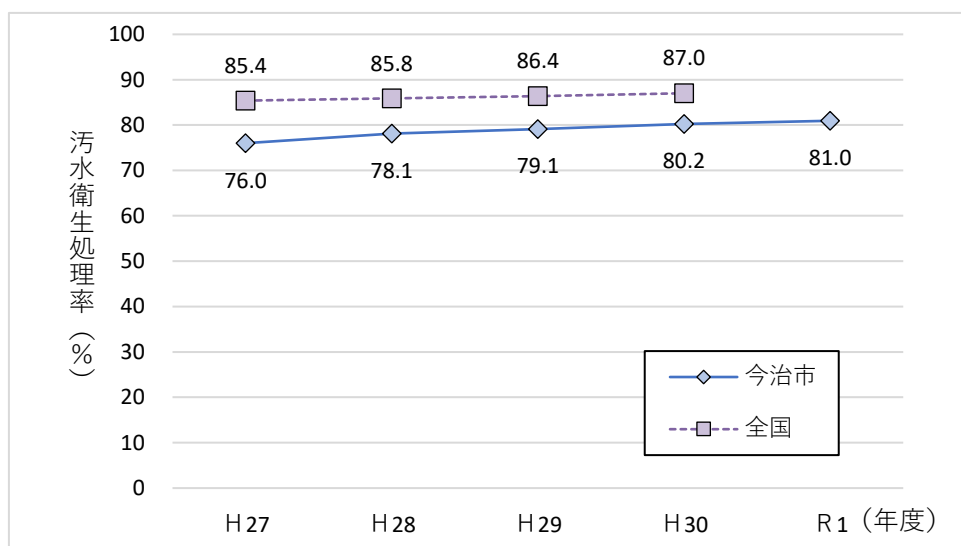


図 3-2 生活排水の処理形態別人口の推移

また、汚水衛生処理率の推移については、図 3-3 に示すとおりです。本市の汚水衛生処理率[※]は、平成 27 年度の 76.0%から令和元年度の 81.0%へと少しずつ増加していますが、全国平均と比べると低い状況となっています。



※ 汚水衛生処理率とは、総人口に対する汚水衛生処理人口の割合

図 3-3 汚水衛生処理率の推移

3. 生活排水処理施設の状況

(1) 公共下水道

公共下水道は、表 3-2 に示すとおり、現在 8 処理区で整備を進めています。

表 3-2 公共下水道の整備状況

(R2.3.31現在)

地域	事業種別	処理区	供用開始年月	供用面積 (ha)	水洗化人口 (人)	現有処理施設概要	
						施設名	処理能力 (m ³ /日)
今治・波方	公共	今治	S51.5	1,828.2	73,570	今治市下水浄化センター	54,750
	公共	北部	H3.3	397.8	12,371	北部浄化センター	8,500
	特環	塔ヶ谷	S52.4	12.9	34	塔ヶ谷下水処理場	731
大西	公共	大西	H19.5	96.7	2,892	大西水処理センター	1,500
吉海	特環	吉海	H10.3	226.8	2,017	吉海浄化センター	1,200
伯方	特環	木浦・有津	H20.5	41.7	1,229	伯方浄化センター	1,035
上浦	特環	井口	H15.3	90.0	1,028	井口浄化センター	600
大三島	特環	宮浦	H9.3	98.0	1,087	宮浦浄化センター	1,320

(2) 集落排水施設

集落排水施設は、表 3-3 に示すとおりです。農業集落排水施設が 28 処理区（清水、緑ヶ丘処理区を含む）、漁業集落排水施設が 2 処理区で処理を行っています。

表 3-3 集落排水施設の整備状況

(R2.3.31現在)

地域	事業種別	処理区	供用開始年月	供用面積 (ha)	水洗化人口 (人)	現有処理施設概要	
						施設名	処理能力 (m ³ /日)
朝倉	農集	太ノ原 ^{※1}	H8.6	11.2	431	太ノ原・野田地区クリーンセンター	165
	農集	古谷	H12.3	11.2	409	古谷地区クリーンセンター	162
	農集	山越 ^{※1}	H10.9	3.4	97	山越地区クリーンセンター	51
	農集	野々瀬 ^{※1}	H11.10	7.6	239	野々瀬地区クリーンセンター	114
	農集	朝倉	H14.5	38.3	1,264	朝倉地区クリーンセンター	1,046
	農集	朝倉下	H18.5	16.0	786	朝倉下地区水処理施設	330
	コミプラ	清水 ^{※1}	S60.4	5.0	341	清水地区し尿処理施設	125
コミプラ	緑ヶ丘 ^{※1}	H3.3	2.8	244	緑ヶ丘団地コミプラ	90	
玉川	農集	与和木 ^{※1}	H3.6	4.0	123	与和木地区処理施設	46
	農集	九和	H17.5	55.1	1,567	九和地区処理施設	786
	農集	鈍川大下 ^{※2}		4.0	88	鈍川大下地区処理施設	※2
大西	農集	九王	H9.6	27.9	819	九王水処理センター	311
	農集	宮脇	H10.11	9.1	262	宮脇水処理センター	108
	農集	山之内	H12.5	8.9	203	山之内水処理センター	100
吉海	農集	田浦	H14.12	19.8	62	田浦地区処理場	49
	農集	南浦・名駒	H20.5	14.0	84	南浦・名駒地区処理施設	149
	漁集	志津見	H12.5	1.7	99	志津見地区処理場	41
	漁集	棕名	H19.5	31.7	342	棕名地区処理場	242
宮窪	農集	友浦	H9.3	16.0	247	友浦クリーンセンター	168
	農集	宮窪	H21.5	35.0	1,006	宮窪地区処理施設	840
伯方	農集	北浦	H13.4	33.4	773	北浦地区浄化センター	441
	農集	北浦東 ^{※1}	H12.4	9.0	94	北浦東地区浄化センター	70
上浦	農集	盛	H11.4	28.0	510	盛地区浄化センター	246
	農集	瀬戸崎	H15.3	79.5	682	瀬戸崎地区浄化センター	438
大三島	農集	宗方	H8.4	32.0	261	宗方地区処理施設	279
	農集	大三島北	H10.8	39.0	421	大三島北地区処理施設	351
	農集	野々江	H12.2	33.7	403	野々江地区処理施設	289
	農集	口総	H13.7	61.6	339	口総地区処理施設	241
関前	農集	岡村	H12.4	14.0	258	岡村地区処理施設	241
	農集	大下	H22.5	2.4	54	大下処理施設	30

※1 令和 2 年度に 5 処理区（太ノ原、山越、野々瀬、清水、緑ヶ丘）は朝倉処理区へ、与和木処理区は九和処理区へ、北浦東処理区は公共下水道へ統合予定である。

※2 鈍川大下処理区は九和地区処理施設で処理している。

(3) コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラントは、表 3-4 に示すとおりです。現在、玉川の長谷処理区で処理を行っています。

表 3-4 コミュニティ・プラントの整備状況

(R2.3.31現在)

地域	事業種別	処理区	供用開始年月	供用面積 (ha)	水洗化人口 (人)	現有処理施設概要	
						施設名	処理能力 (m ³ /日)
玉川	コミプラ	長谷	H11.4	1.9	162	玉川グリーンハイツコミプラ	95.0

(4) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の設置状況は、表 3-5 に示すとおりです。

表 3-5 合併処理浄化槽の設置状況

区分/年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
5人槽 (基)	127	120	132	114	120
6～7人槽 (基)	18	26	24	13	18
8～10人槽 (基)	7	10	3	8	9
11～20人槽 (基)	3	6	1	4	5
21～30人槽 (基)	3	8	5	1	2
31～50人槽 (基)	2	2	1	0	1
51人槽～ (基)	2	1	1	1	0
合計 (基)	162	173	167	141	155

4. し尿・浄化槽汚泥処理の現状

(1) し尿・浄化槽汚泥の処理体制

本市は、表 3-6 に示すし尿・浄化槽汚泥の処理体制において、収集されたし尿・浄化槽汚泥を適正に処理しています。

本市では、平成 18 年度以前は 6 つの施設で処理を行っていましたが、平成 19 年度から波方衛生センター処理対象区域を今治衛生センターへ統合、平成 20 年度から大三島衛生センター処理対象区域を大島衛生センターへ統合し、4 つの処理施設で処理を行っていました。その後、平成 26 年度からクリーンシステム菊間、大島衛生センター、伯方衛生センターの処理対象区域も今治衛生センターへ統合しています。

今治衛生センターは、処理能力 80kl/日の汚泥再生処理センターとして平成 26 年 4 月より部分稼働を、翌年平成 27 年 4 月より全面稼働を開始し、現在は関前区域を除く今治市全域のし尿及び浄化槽汚泥を処理しています。

なお、関前区域については、呉市のし尿処理施設へ処理を委託しています。

表 3-6 し尿・浄化槽汚泥の処理体制の変遷

処理対象区域		処理体制（変遷）				
		～H18 年度	H19 年度	H20 年度 ～H25 年度	H26 年度	H27 年度～
今治市	今治区域	今治衛生センター			新 今治衛生センター (H26.4 より部分稼働、 H27.4 より全面稼働)	
	朝倉区域					
	玉川区域					
	波方区域	波方衛生				
	大西区域	センター				
	菊間区域	クリーンシステム菊間				
	吉海区域	大島衛生センター				
	宮窪区域					
	上浦区域	大三島衛生センター				
	大三島区域					
	伯方区域	伯方衛生センター				
	関前区域	広島県呉市のし尿処理施設に委託				

(2) し尿処理施設

今治衛生センターの概要を表 3-7 に示します。

表 3-7 今治衛生センターの概要

項 目	概 要
施 設 名	今治衛生センター
所 在 地	今治市天保山町1丁目2番地1
敷地面積/建築面積	8,867.66 m ² / 1,208.79 m ²
竣 工	平成 27 年 3 月
稼働開始	平成 27 年 4 月（平成 26 年 4 月より部分稼働開始）
処理能力	80kℓ/日
処理方式	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式＋高度処理 汚泥：脱水後、助燃剤化

(3) し尿・浄化槽汚泥の処理実績

①今治市全体

本市全体において処理されているし尿及び浄化槽汚泥の処理実績量を表 3-8、図 3-4 に示します。公共下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量は減少傾向で推移しています。

特にし尿搬入量は、平成 27 年度は 5069.39kl/年（1 日平均：13.9kl/日）でしたが、令和元年度には 4476.15kl/年（1 日平均：12.2kl/日）となっており、1 日平均量で 1.7kl/日減、全体搬入量に占めるし尿の割合も 0.6%減少しています。

表 3-8 し尿・浄化槽汚泥の処理実績〔今治市全体〕

区分/年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
今治市 (全体)	し尿	年間 kl/年	5,069.39	4,676.66	4,303.44	4,158.53	4,476.15
		(1日平均 kl/年) 割合	13.9 19.5%	12.8 18.1%	11.8 17.4%	11.4 16.8%	12.2 18.9%
	浄化槽	年間 kl/年	19,028.82	19,230.43	18,546.27	18,725.84	17,350.13
		(1日平均 kl/年) 割合	52.0 73.2%	52.7 74.6%	50.8 74.9%	51.3 75.6%	47.4 73.2%
	集排施設	年間 kl/年	1,810.79	1,805.03	1,839.43	1,817.88	1,820.92
(1日平均 kl/年) 割合		4.9 7.0%	4.9 7.0%	5.0 7.4%	5.0 7.3%	5.0 7.7%	
コミプラ	年間 kl/年	71.81	70.59	72.62	70.59	68.32	
	(1日平均 kl/年) 割合	0.2 0.3%	0.2 0.3%	0.2 0.3%	0.2 0.3%	0.2 0.3%	
合計	年間 kl/年 (1日平均 kl/年)	25,980.81 71.0	25,782.71 70.6	24,761.76 67.8	24,772.84 67.9	23,715.52 64.8	

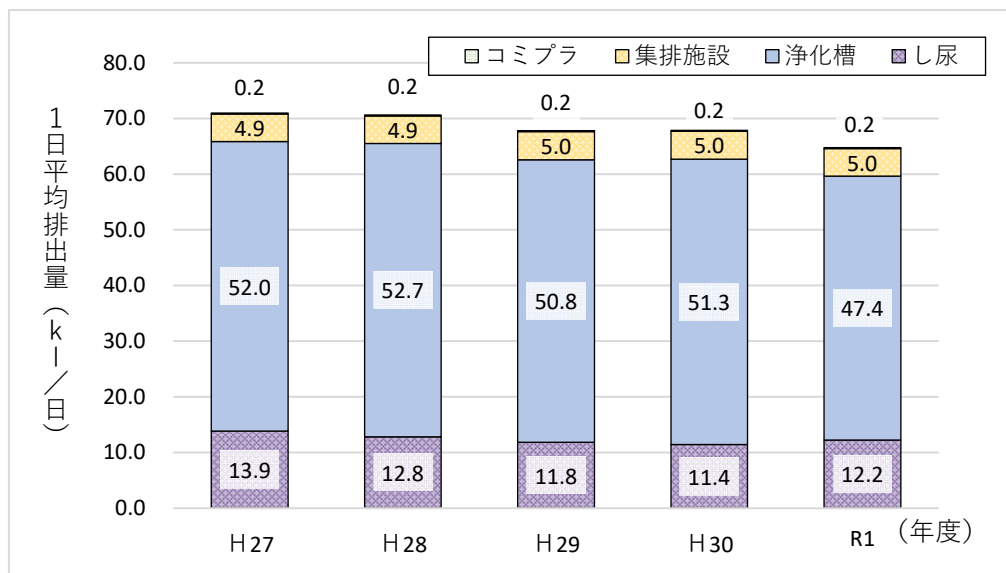


図 3-4 し尿・浄化槽汚泥の処理実績〔今治市全体〕

②今治衛生センター

今治衛生センターでは、関前区域を除く今治市全域のし尿、浄化槽汚泥と一部の集合処理施設から排出される汚泥（集排汚泥・コミプラ汚泥）を処理しています。

処理実績は表 3-9、図 3-5 に示すとおりです。令和元年度の合計処理実績量は、平成 27 年度と比べると 1 日平均で約 6kl 減少しています。

表 3-9 今治衛生センター処理実績

区分/年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
今治衛生センター	し尿	年間 (1日平均 割合)	年間 (1日平均 割合)	年間 (1日平均 割合)	年間 (1日平均 割合)	年間 (1日平均 割合)
	浄化槽	年間 (1日平均 割合)	年間 (1日平均 割合)	年間 (1日平均 割合)	年間 (1日平均 割合)	年間 (1日平均 割合)
	集排施設	年間 (1日平均 割合)	年間 (1日平均 割合)	年間 (1日平均 割合)	年間 (1日平均 割合)	年間 (1日平均 割合)
	コミプラ	年間 (4日平均 割合)	年間 (4日平均 割合)	年間 (4日平均 割合)	年間 (4日平均 割合)	年間 (4日平均 割合)
	合計	年間 (1日平均 割合)	年間 (1日平均 割合)	年間 (1日平均 割合)	年間 (1日平均 割合)	年間 (1日平均 割合)
	kl/年	kl/年	kl/年	kl/年	kl/年	kl/年

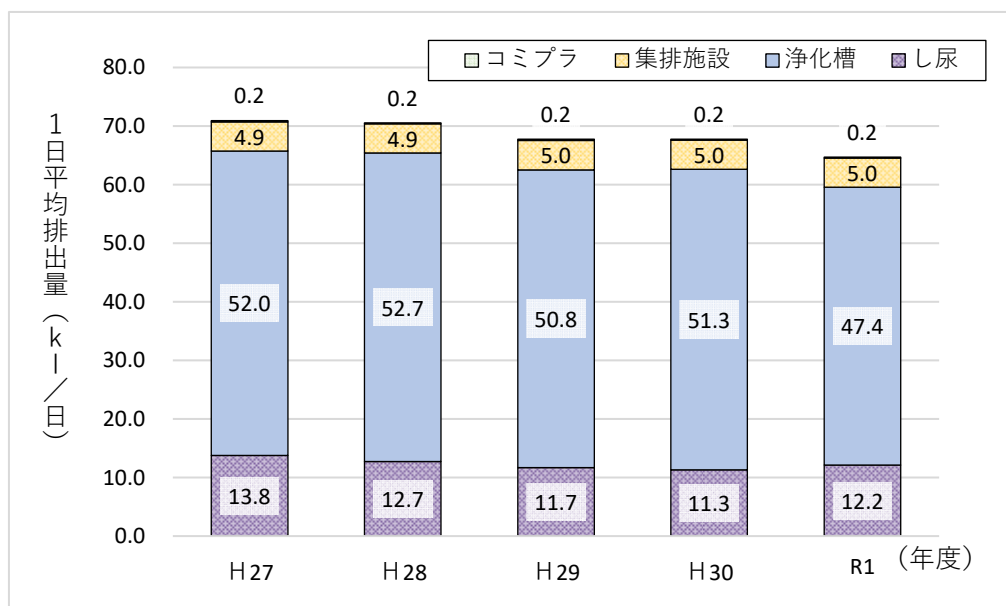


図 3-5 今治衛生センター処理実績

③関前（呉市委託分）

関前区域で収集されたし尿・浄化槽汚泥は、呉市に処理を委託しています。

処理委託量の実績は表 3-10、図 3-6 に示すとおりです。

表 3-10 関前区域の処理委託量の実績

区分/年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
関前区域	し尿	年間 kl/年	28.14	32.12	25.47	29.62	28.80
		(1日平均 kl/年)	0.08	0.09	0.07	0.08	0.08
		割合	80.9%	92.3%	73.2%	85.1%	82.8%
	浄化槽	年間 kl/年	6.65	5.44	8.65	8.72	8.10
		(1日平均 kl/年)	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02
		割合	19.1%	15.6%	24.9%	25.1%	23.3%
	合計	年間 kl/年	34.79	37.56	34.12	38.34	36.90
		(1日平均 kl/年)	0.10	0.10	0.09	0.11	0.10

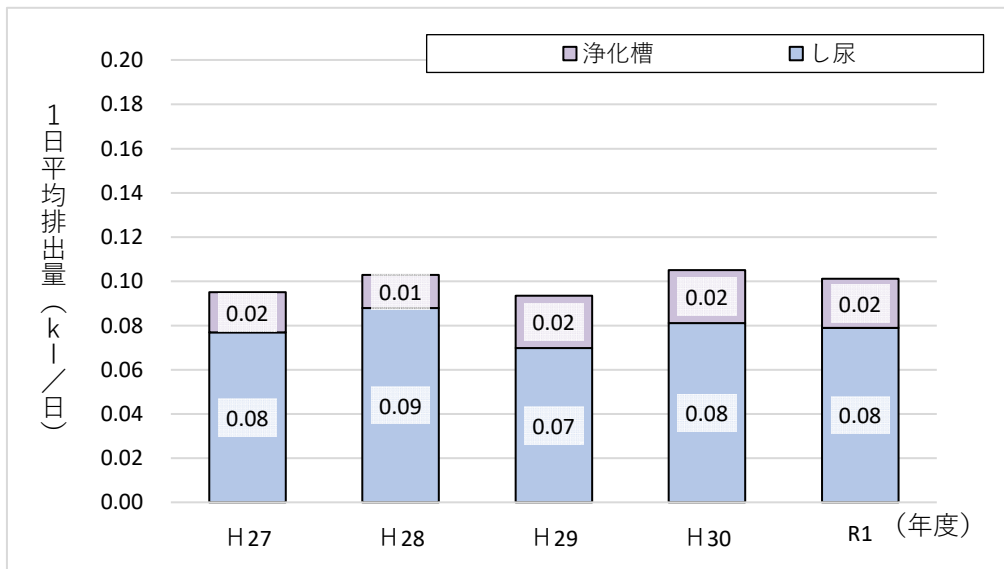
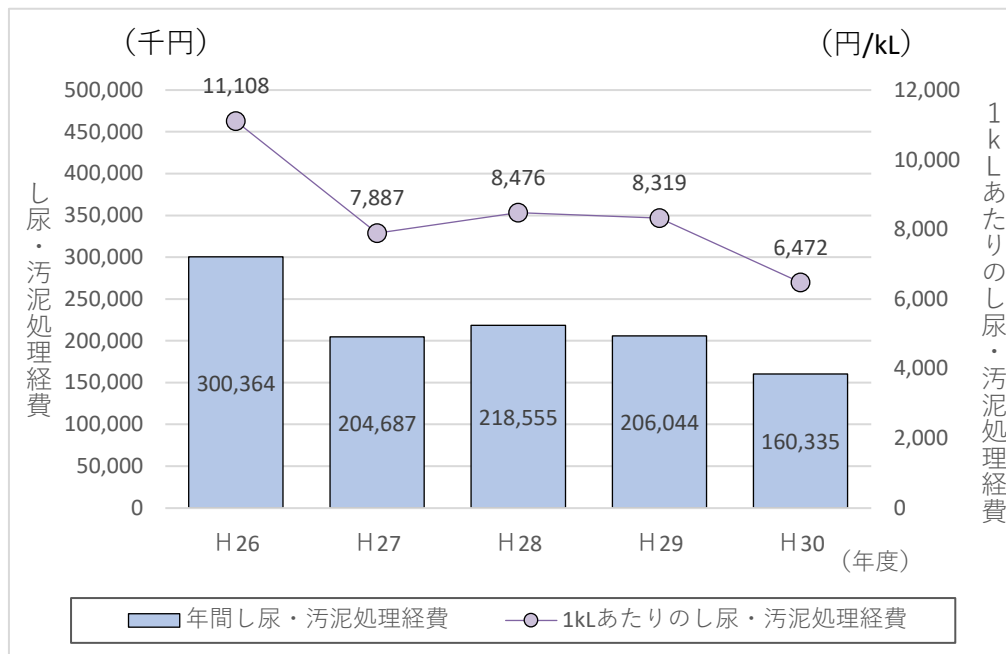


図 3-6 関前区域の処理委託量の実績

(4) し尿・汚泥処理に係る経費

本市におけるし尿・汚泥処理経費の推移は図 3-7 に示すとおりです。

し尿等の搬入量の減少、施設の統廃合等により処理経費は減少傾向にあり、平成 26 年度の 1kℓ 当たりのし尿・汚泥処理経費 11,108 円に対し、平成 30 年度は 6,472 円（約 40%減）となっています。



※資料：「一般廃棄物処理実態調査」、平成 30 年度のみ今治市資料

図 3-7 し尿・汚泥処理経費の推移

5. 既定計画目標値の達成状況

(1) 汚水衛生処理率

汚水衛生処理率の目標達成状況は表 3-11 に示すとおりです。令和 2 年度の目標値として、83.0%を掲げていましたが、令和元年度の実績は 81.0%となっており、目標の達成は厳しい状況となっています。しかし、汚水衛生処理率は増加傾向であり、今後の達成が見込まれます。

表 3-11 汚水衛生処理率の目標達成状況

項目	年度	実績			目標値
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
汚水衛生処理率		79.1%	80.2%	81.0%	83.0%

(2) 汚水衛生処理人口

汚水衛生処理人口の目標達成状況は表 3-12 に示すとおりです。

表 3-12 汚水衛生処理人口の目標達成状況

単位：人

項目	年度	実績			目標値
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
総人口		161,094	159,290	157,644	150,000
計画処理区域内人口		161,094	159,290	157,644	150,000
汚水衛生処理人口		127,482	127,791	127,635	124,525

(3) 生活排水の処理形態別人口

生活排水の処理形態別人口の目標達成状況は表 3-13 に示すとおりです。

令和元年度時点で、合併処理浄化槽人口の割合が目標値より高くなっています。また、公共下水道人口の割合についても、令和 2 年度時点で目標値より上回ることが見込まれます。ただし、汚水衛生未処理人口の割合が目標値を下回る（目標値より人口割合が多い）結果となっています。

表 3-13 生活排水の処理形態別人口の目標達成状況

項目	年度	実績						目標値	
		H29年度		H30年度		R1年度		R2年度	
総人口		161,094人	100.0%	159,290人	100.0%	157,644人	100.0%	150,000人	100.0%
汚水衛生処理人口		127,482人	79.1%	127,791人	80.2%	127,635人	81.0%	124,525人	83.0%
公共下水道人口		90,812人	56.4%	94,296人	59.2%	94,228人	59.8%	90,329人	60.2%
集落排水施設人口		13,760人	8.5%	12,733人	8.0%	12,508人	7.9%	13,219人	8.8%
コミュニティ・プラント人口		2,547人	1.6%	170人	0.1%	162人	0.1%	2,470人	1.6%
合併処理浄化槽人口		20,363人	12.6%	20,592人	12.9%	20,737人	13.2%	18,507人	12.3%
汚水衛生未処理人口		33,612人	20.9%	31,499人	19.8%	30,009人	19.0%	25,475人	17.0%
単独処理浄化槽人口		28,312人	17.6%	26,258人	16.5%	24,823人	15.7%	21,643人	14.4%
非水洗化人口		5,300人	3.3%	5,241人	3.3%	5,186人	3.3%	3,832人	2.6%

6. 生活排水処理の課題

生活排水処理の現状から、課題を抽出すると、以下のとおりです。

課題1 汚水衛生処理率の向上

汚水衛生処理率は、年々上昇してきており、令和元年度の人口比で81.0%となっています。

ただし、令和元年度の汚水衛生処理率は平成30年2月に設定した目標値83.0%に達していません。

公共下水道や集落排水施設の整備の推進と水洗化の促進を図るとともに、既に整備されている処理区域内の未接続世帯などに対して、接続の働きかけを行っていく必要があります。また、これらの整備計画区域外においては、合併処理浄化槽の普及促進を図り、汚水衛生処理率をさらに向上させていく必要があります。

あわせて、自然環境を保全するため、生活排水処理対策の役割やその効果及び台所などの発生源における汚濁負荷削減対策などについて、広く市民に啓発していくことが重要です。

課題2 生活排水処理体制の構築

本市では、現在、30以上の集合処理施設にて生活排水の処理を行っていますが、人口の減少に伴い生活排水量は減少しており、また、老朽化が進んでいる施設も見られます。

したがって、本市では施設管理費用の適正化を図るため、生活排水処理施設の集約化・統廃合を進めているところです。今後も下水道等の関連する計画との整合を図ったうえで、生活排水の適正な処理体制の構築に努める必要があります。

課題3 排出量に応じた収集体制の確保

人口減少や公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及に伴い尿の排出量が減少していくことが想定されます。排出量の減少による収集コストの増加も懸念され、今後は排出量に応じた処理体制について検討する必要があります。

第4章 生活排水の処理主体

1. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 4-1 のとおりです。

表 4-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	今治市
集落排水施設	し尿・生活雑排水	今治市
コミュニティ・プラント	し尿・生活雑排水	今治市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人・今治市
単独処理浄化槽	し尿のみ	個人
し尿処理施設 (汚泥再生処理センター)	し尿・浄化槽汚泥, 集合処理汚泥 (一部)	今治市

第5章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理計画

(1) 基本方針に対する取組内容

第2章に記載している5つの基本方針について、次のような取組内容を行うことで、本市における生活排水処理適正化のより一層の推進を図ることとします。

生活排水処理の基本方針	取組内容
1 公共下水道、集落排水施設の整備事業及び統廃合の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 公共下水道や集落排水施設の整備計画区域においては、それらの整備を推進し、生活環境の向上と公共用水域の水質保全・改善に取り組むこととします。■ 各処理区における処理人口の推移や、し尿等の発生量及び質の変動を勘案し、効率的な生活排水処理の実現にむけ、下水道施設等への統廃合を推進します。
2 水洗化の促進	<ul style="list-style-type: none">■ 公共下水道や集落排水施設が整備されている地区で、未接続となっている家庭等に対して、下水道への接続を働きかけ、水洗化の促進を図ることとします。
3 合併処理浄化槽の普及促進	<ul style="list-style-type: none">■ 公共下水道、集落排水施設等の集合処理区域外の地区においては、生活排水全ての処理が可能な合併処理浄化槽の普及促進に努めることとします。
4 単独処理浄化槽の転換	<ul style="list-style-type: none">■ 単独処理浄化槽を設置している家庭、事業所に対しては、生活雑排水の処理を促進するため、集合処理（公共下水道、集落排水施設）又は合併処理浄化槽への理解と転換を働きかけていきます。
5 教育・啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none">■ 水環境の回復・保全に関する教育や広報・啓発活動の充実を図っていきます。

(2) 生活排水の処理形態別人口予測

本市の関連計画に基づき、生活排水処理形態別人口の将来予測を行うと、表 5-1 及び図 5-1 に示すとおりとなります。公共下水道の普及により汚水衛生処理人口の割合が増加しますが、行政区域内人口の減少に伴い、令和12年度以降は、公共下水道人口も減少していく見込みです。

汚水衛生処理率は、計画目標年次の令和17年度で約93.5%（114,136人/122,048人）になると予測されます。

表 5-1 生活排水処理形態別人口の将来予測

単位：人

区分／年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
総人口	149,652	147,859	146,066	144,273	142,480	140,688	138,832	136,976	135,120	133,264	131,406	129,534	127,662	125,790	123,918	122,048
汚水衛生処理人口	124,232	124,417	124,605	124,789	124,979	125,173	125,307	124,540	123,773	123,007	122,233	120,703	119,064	117,421	115,777	114,136
割合	83.0%	84.1%	85.3%	86.5%	87.7%	89.0%	90.3%	90.9%	91.6%	92.3%	93.0%	93.2%	93.3%	93.3%	93.4%	93.5%
公共下水道人口	93,289	93,931	94,817	95,418	97,153	98,445	98,917	99,367	99,816	100,270	100,638	100,311	99,071	97,830	96,585	95,341
割合	62.3%	63.5%	64.9%	66.1%	68.2%	70.0%	71.2%	72.5%	73.9%	75.2%	76.6%	77.4%	77.6%	77.8%	77.9%	78.1%
集落排水施設人口	12,309	12,127	11,685	11,499	10,161	9,253	9,096	8,940	8,785	8,625	8,466	8,312	8,159	8,004	7,850	7,697
割合	8.2%	8.2%	8.0%	8.0%	7.1%	6.6%	6.6%	6.5%	6.5%	6.5%	6.4%	6.4%	6.4%	6.4%	6.3%	6.3%
コミュニティ・プラント人口	170	170	170	170	170	170	166	162	158	154	150	148	146	144	142	140
割合	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
合併処理浄化槽人口	18,464	18,189	17,933	17,702	17,495	17,305	17,128	16,071	15,014	13,958	12,979	11,932	11,688	11,443	11,200	10,958
割合	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	11.7%	11.1%	10.5%	9.9%	9.2%	9.2%	9.1%	9.0%	9.0%
汚水衛生未処理人口	25,420	23,442	21,461	19,484	17,501	15,515	13,525	12,436	11,347	10,257	9,173	8,831	8,598	8,369	8,141	7,912
割合	17.0%	15.9%	14.7%	13.5%	12.3%	11.0%	9.7%	9.1%	8.4%	7.7%	7.0%	6.8%	6.7%	6.7%	6.6%	6.5%
単独処理浄化槽人口	21,027	19,391	17,752	16,118	14,477	12,834	11,188	10,287	9,386	8,485	7,588	7,305	7,113	6,923	6,734	6,545
割合	14.1%	13.1%	12.2%	11.2%	10.2%	9.1%	8.1%	7.5%	6.9%	6.4%	5.8%	5.6%	5.6%	5.5%	5.4%	5.4%
非水洗化人口	4,393	4,051	3,709	3,366	3,024	2,681	2,337	2,149	1,961	1,772	1,585	1,526	1,485	1,446	1,407	1,367
割合	2.9%	2.7%	2.5%	2.3%	2.1%	1.9%	1.7%	1.6%	1.5%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%
し尿収集人口	4,362	4,023	3,683	3,343	3,003	2,662	2,321	2,134	1,947	1,760	1,574	1,515	1,475	1,436	1,397	1,358
割合	2.9%	2.7%	2.5%	2.3%	2.1%	1.9%	1.7%	1.6%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%
自家処理人口	31	28	26	23	21	19	16	15	14	12	11	11	10	10	10	9
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

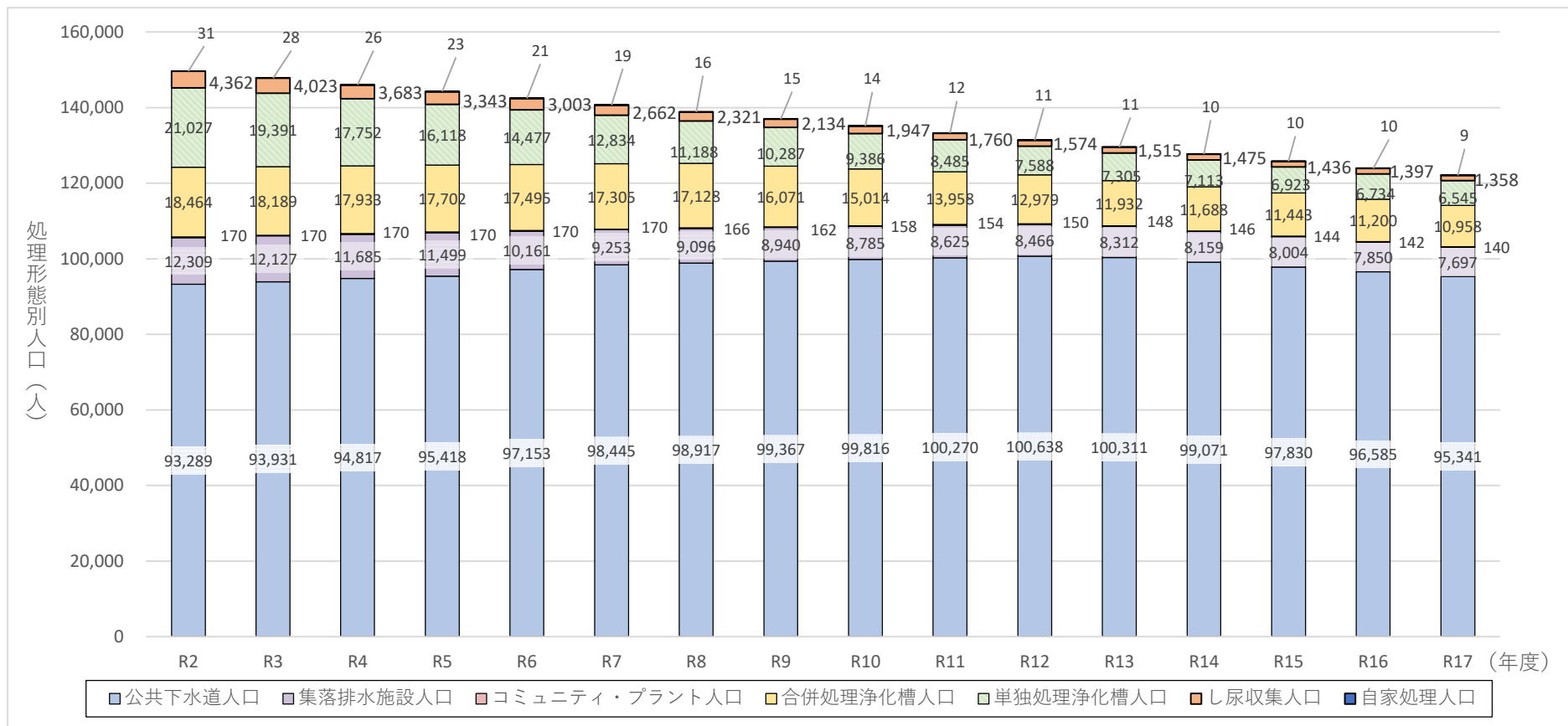


図 5-1 生活排水の処理形態別人口の将来予測

(3) 生活排水処理の目標

生活排水処理形態別人口の実績及び将来予測を基に、目標年次における汚水衛生処理率、汚水衛生処理人口及び生活排水処理形態別人口の目標を次のとおり定めます。

汚水衛生処理率

令和元年度実績 81.0%に対し

令和 17 年度（計画目標年次）：93.5%

汚水衛生処理人口

令和元年度実績 127,635 人に対し

令和 17 年度（計画目標年次）：114,136 人

処理形態別人口

項目	年次	計画目標年次
		令和17年度
総人口		122,048
汚水衛生処理人口		114,136
公共下水道人口		95,341
集落排水施設人口		7,697
コミュニティ・プラント人口		140
合併処理浄化槽人口		10,958
汚水衛生未処理人口		7,912
単独処理浄化槽人口		6,545
非水洗化人口		1,367

2. し尿・浄化槽汚泥処理計画

(1) し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針

本市におけるし尿・浄化槽汚泥処理の基本方針を、次のように定めることとします。

し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針

1) し尿処理施設にて処理するし尿・浄化槽汚泥等

本市の処理対象は、し尿・浄化槽汚泥のほか、現在、し尿処理施設での処理対象としている一部の集合処理施設から排出される汚泥（集排汚泥、ゴミプラ汚泥）を対象とします。

2) 安定処理の継続と資源化の推進

将来的に予測されるし尿及び浄化槽汚泥（市の処理対象分）をし尿処理施設にて安定的かつ適正に処理するとともに、資源化（助燃剤化）を継続して実施します。

(2) し尿・浄化槽汚泥量の将来予測

本市が処理対象とする今後のし尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果を表 5-2 及び図 5-2 に示します。本予測は前節で予測した生活排水の処理形態別人口（し尿収集人口、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口）に、実績に基づき設定したし尿・浄化槽汚泥の 1 人 1 日平均排出量（排出原単位）を乗じて算出しました。

今後は、生活排水処理施設の統廃合及び整備、公共下水道整備事業の推進に伴い、本市が処理対象とするし尿及び浄化槽汚泥量は減少していくことが見込まれます。

表 5-2 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測〔今治市処理対象量〕

区分/年度			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
今治市 し尿・汚泥 処理対象区域	し尿	処理人口 (人)	4,362	4,023	3,683	3,343	3,003	2,662	2,321	2,134	1,947	1,760	1,574	1,515	1,475	1,436	1,397	1,358
		汚泥量 (kl/年)	3,757	3,465	3,173	2,888	2,587	2,293	1,999	1,843	1,677	1,516	1,356	1,309	1,271	1,237	1,203	1,173
	浄化槽	処理人口 (人)	39,491	37,580	35,685	33,820	31,972	30,139	28,316	26,358	24,400	22,443	20,567	19,237	18,801	18,366	17,934	17,503
		汚泥量 (kl/年)	15,511	14,962	14,422	13,936	13,385	12,882	12,385	11,602	10,755	9,941	9,171	8,534	8,326	8,142	7,959	7,797
	合併浄化槽	処理人口 (人)	18,464	18,189	17,933	17,702	17,495	17,305	17,128	16,071	15,014	13,958	12,979	11,932	11,688	11,443	11,200	10,958
		汚泥量 (kl/年)	10,446	10,290	10,146	10,042	9,898	9,790	9,690	9,117	8,494	7,897	7,343	6,769	6,612	6,474	6,336	6,216
	単独浄化槽	処理人口 (人)	21,027	19,391	17,752	16,118	14,477	12,834	11,188	10,287	9,386	8,485	7,588	7,305	7,113	6,923	6,734	6,545
		汚泥量 (kl/年)	5,065	4,671	4,276	3,893	3,488	3,092	2,695	2,485	2,261	2,044	1,828	1,765	1,714	1,668	1,622	1,581
	集排施設	処理人口 (人)	2,662	2,643	2,363	2,342	2,098	1,331	1,319	1,307	1,293	1,280	1,267	1,250	1,231	1,214	1,195	1,179
		汚泥量 (kl/年)	1,642	1,630	1,458	1,449	1,294	821	814	808	798	790	782	773	759	749	737	729
	コミプラ汚泥	処理人口 (人)	170	170	170	170	170	170	166	162	158	154	150	148	146	144	142	140
		汚泥量 (kl/年)	68	68	68	68	68	68	67	65	63	62	60	60	59	58	57	56
	し尿・汚泥 合計	処理人口 (人)	46,685	44,416	41,901	39,675	37,243	34,302	32,122	29,961	27,798	25,637	23,558	22,150	21,653	21,160	20,668	20,180
		汚泥量 (kl/年)	20,979	20,126	19,120	18,340	17,334	16,064	15,265	14,319	13,293	12,308	11,368	10,675	10,415	10,185	9,956	9,756

※令和 5、9、13、17 年度は閏年のため、1 年 366 日として汚泥量を算出している。

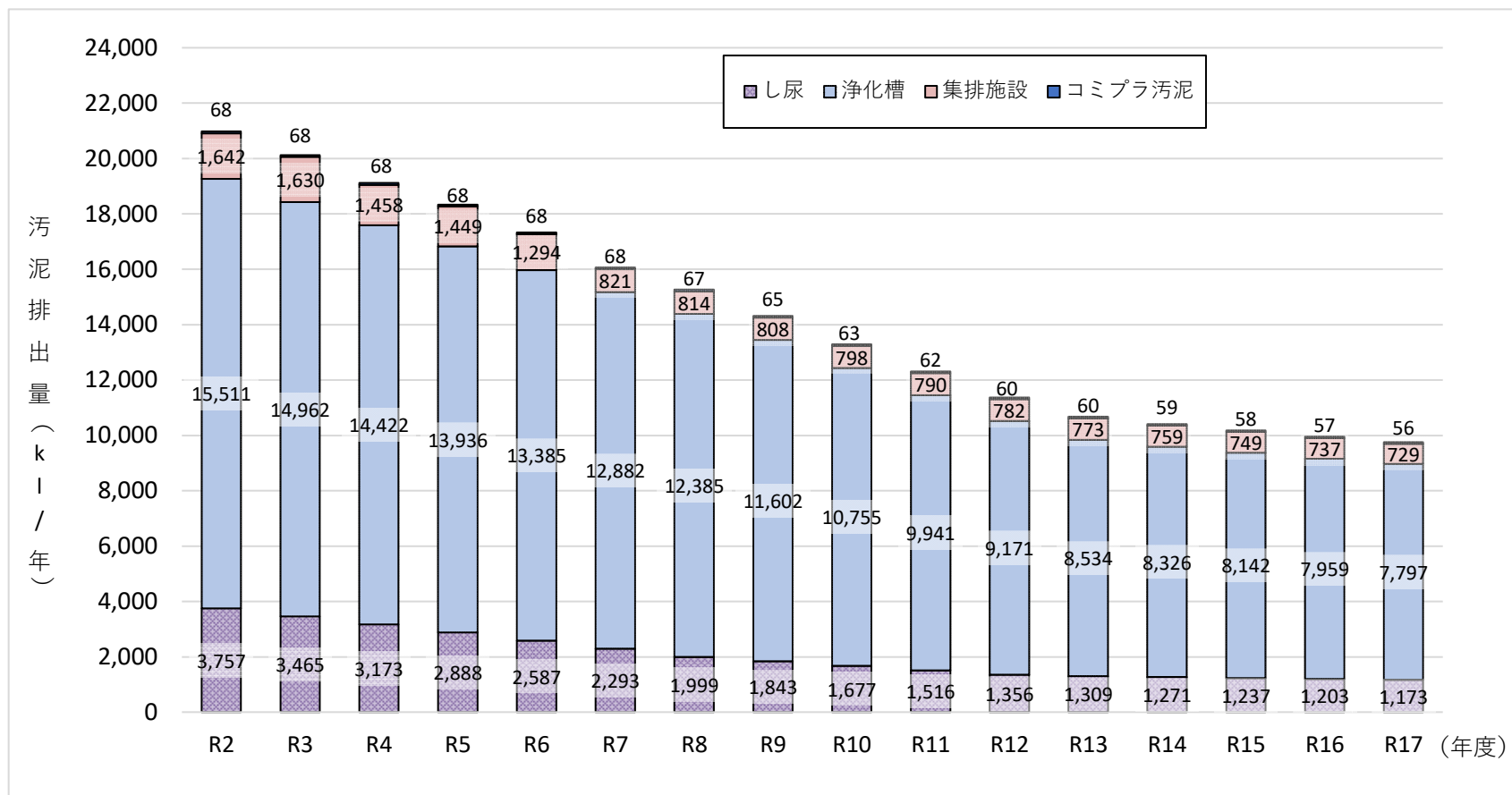


図 5-2 尿・浄化槽汚泥量の将来予測 [今治市処理対象量]

(3) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針に基づき、し尿・汚泥の処理計画を、次のように定めることとします。

①処理主体

市内で排出されるし尿・浄化槽汚泥は、今後も今治市が主体となって処理を行っていきます。

②計画処理区域

今治市内全域とします。

③収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬については、現行の体制を継続することとします。

運搬を計画的に実施し、効率を高めることにより生活環境の保全に努めます。

④中間処理計画

a) 処理対象物

処理対象は、し尿・浄化槽汚泥のほか、現在、し尿処理施設での処理対象としている一部の集合処理施設から排出される汚泥（集排汚泥、ゴミプラ汚泥）を対象とします。

b) 処理対象量

今後のし尿・浄化槽汚泥等の処理量は、本節の将来予測の結果のとおりです。生活排水処理施設の整備、特に公共下水道の整備事業の推進に伴い、減少していくことが見込まれます。

c) し尿・浄化槽汚泥の処理体制

し尿・浄化槽汚泥の処理体制は、現行の体制のとおり、し尿処理施設での適正処理及び資源化を継続することとします。なお、関前区域は、呉市のし尿処理施設への委託を継続します。

d) 処理施設の適正管理と機能維持

市内で収集されるし尿・浄化槽汚泥及び一部の集合処理汚泥は、し尿処理施設で適正に処理を行うこととします。

⑤再資源化計画

a) 資源化対象物

資源化の対象物としては、し尿等の処理過程で発生する汚泥とします。

b) 再資源化計画

再資源化の方法としては助燃剤化を行います。

⑥最終処分計画

し尿及び汚泥の処理過程で発生する残渣を処分する場合には、今後も、減量化と安定化を図り、適切に処理します。

3. その他

(1) 広報・啓発活動

家庭から排出される台所や洗濯等の生活雑排水が未処理のまま河川等に放出されていることにより、水質が悪化しています。そのため、生活環境や水環境の保全に対する生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、市民への周知を図るため、広報や市のホームページ等に掲載し啓発活動を進めます。また、公共下水道の整備計画区域外においては、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、生活排水の適正処理の周知を図ります。

4. 計画の進行管理

(1) 計画の周知

循環型社会・維持可能な社会の理念を前提として、生活環境や水環境の保全のため、生活排水処理が適正に処理されるためには、市民及び事業者の理解と協力が必要になります。

本計画を的確に推進するため、ホームページへ掲載するなどして、周知と普及啓発に努めます。

(2) 計画の進行管理

生活排水処理等の目標を達成していくためには、取り組みの状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要です。この考えに基づき、本計画は、Plan（計画）、Do（施策の実施）、Check（評価）、Action（改善・代替案）のPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていきます。また、効率的・経済的な施策の展開を図ります。

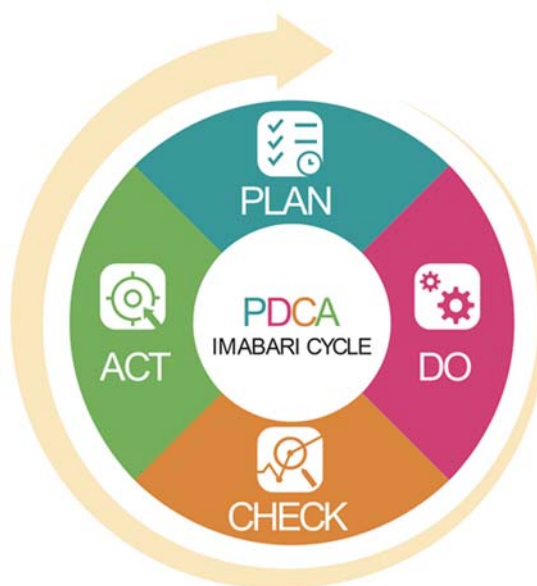


図 5-3 PDCA サイクル